



年金

退職されたときには
国民年金手続きを！

サラリーマンなど、厚生年金や共済組合に加入されている方が退職された際、次の手続きが必要になります。また、配偶者の方も手続きが必要になるケースがあります。

1 退職された方の手続き

第2号被保険者(厚生年金や共済組合の加入者)から第1号被保険者への種別変更が必要になります。

また、結婚などで配偶者に扶養されることになる方のうち、第3号被保険者に該当する場合は、配偶者の会社などでご相談ください。

2 配偶者の手続き

第3号被保険者の方(第2号被保険者に扶養されている配偶者の方)は、第1号被保険者への種別変更が必要になります。配偶者自身が厚生年金や共済組合に加入している

場合には、手続き不要です。
3 手続きに必要なもの

- ① 認印(本人申請の際不要)
- ② 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票、健康保険資格喪失証明書など。公務員の場合、辞令など。

手続き・問い合わせ
役場町民課年金係

☎985-4106

介護

介護保険料を
年金天引き(特別徴収)で
納められている皆さんへ

介護保険料を年金天引きにより納めている(特別徴収)方は、8月で仮徴収が終了し、10月より本徴収が始まります。本徴収額は、7月で確定した所得段階に基づく保険料額より、4・6・8月に納めた保険料を差し引いた額を、10・12・2月の年金で納めていただきます。なお、18年2月に天引きする保険料額と同じ金額を、引き続き18年4月に

10月の納税 町県民税 第3期 国民健康保険税 第4期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 10月25日(火)
農協 10月27日(木)

※郵便局の口座振替日が27日から25日へ変更となりました。

～税金は みんなを救う 貯金箱～

問い合わせ
役場介護保険課総務管理係
☎985-4115

【仮徴収と本徴収】

年 度	16年度	17年度						18年度
	年 金 受給月	17年 2月	4月	6月	8月	10月	12月	18年 2月 4月
徴 収 区 分	本徴収	仮徴収			本徴収		仮徴収	

天引きします(仮徴収)。

車種別の申請先

区 分	申 請 先	持参するもの
原動機付自転車 (小型特殊自動車 なども含む)	松前町役場 税務課 ☎985-4110	*印鑑(認印でよい) *自賠責保険証書など (車台番号がわかるもの) *ナンバープレート (廃車、町外転出の場合)
二輪の小型自動車	愛媛運輸支局 ☎956-1562	*住民票(3か月以内のもの) *印鑑(認印でよい・名義変更は新旧所有者の印鑑)
軽自動車	軽自動車検査協会 ☎975-6730	*検査証(250cc以上) *自賠責保険証書 *ナンバープレート (廃車、県外転出の場合)

税

軽自動車の名義変更、
廃車等について

1 車両を持って転出する場合は、ナンバープレートの交換・住所(定置場)変更・廃車のいずれかの

手続きをしなくてはなりません。
2 車両を他の人に譲渡する場合は、名義変更の手続きをしてください。(家族の方に譲る場合も変更の必要があります)
3 車両をスクラップにする場合は、必ずナンバープレートを返却してください。